

「みなと振興交付金」

知恵と工夫をこらし“みなと”の振興を通じて地域の活性化を図る港湾所在市町村等の取り組みを支援するため、「みなと振興交付金」を創設

施策の内容

港湾所在市町村等が作成する「みなと振興計画」に基づき実施される事業の費用に充当するための交付金

事業主体（交付先）：港湾所在市町村
（港湾管理者との連携も可）

交付対象事業等：

基幹事業；係留施設、緑地、臨港道路等の港湾施設の整備

提案事業；地域の提案に基づく事業であって、基幹事業の整備と相まって、「みなと振興計画」の目標を達成するのに必要不可欠な事業 全体事業費の2割以内

交付限度額等：

交付限度額は基幹事業の事業費と事業毎の既存制度の補助率に基づき算出し、これを基幹事業及び提案事業に充当

認定：

5年間以内に達成する目標及びそのための事業等を記載した「みなと振興計画」を一括して認定

採択基準：全体事業費1億円以上

活用イメージ

施設整備と併せた社会実験等の実施による賑わい空間づくり
複数港の連携による交流拠点づくり
「みなとオアシス」の支援 等

旅客ターミナルを中心とした交流拠点



緑地プロムナード



放置プレジャーボートの収容施設



施策の効果

地域の知恵と工夫を活かして効率的かつ効果的にみなとの振興、地域の活性化を実現